

令和7年横審第31号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 五級海技士（航海）（履歴限定）

本件について、当海難審判所は、理事官吉田茂樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の五級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和7年6月19日23時42分

三河湾北部

2 船舶の要目

船種 船名 漁船A

総トン数 40トン

登録長 21.30メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 670キロワット

3 事実の経過

Aは、平成16年7月に進水し、船体中央やや船首寄りに操舵室を配した沖合底びき網漁業に従事する軽合金製漁船で、同室前部中央に操舵スタンド、その左舷側に設定時間内にリセットスイッチが押されないと警報音が鳴る型式承認を受けていない装置（以下「居眠り防止装置」という。）、魚群探知機及び機関遠隔操縦レバー、同スタンド右舷側にGPSプロッター2台及びレーダー、GPSプロッター後方に椅子をそれぞれ備え、a受審人ほか5人が乗り組み、操業の目的で、船首0.8メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和7年6月15日18時00分愛知県知柄漁港を発し、東京都大島東方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、翌16日05時00分前示漁場に到着して漁場を移動しながら操業を行った後、帰航することとし、越えて19日17時00分居眠り防止装置の電源を投入しないまま、静岡県御前埼南西方沖合の漁場を知柄漁港に向けて発進した。

ところで、a受審人は、漁場では連日14時間ないし15時間の操業を行っていたものの、操業を予定どおりに終え、1日当たり約5時間の睡眠を確保しており、睡眠不足の状態ではなかった。

また、a受審人は、平素、知柄漁港に帰航する際、伊良湖水道を北上して三河湾湾口に至り、同湾北部に位置する愛知県沖島南西方沖合で、同漁港に向けて転針するようにしていた。

a受審人は、21時00分愛知県赤羽根漁港南方沖合に至り、前直の一等航海士と交代して椅子に腰を掛けた姿勢で単独で操船に当たり、航行中の動力船を示す法定灯火を表示してGPSプロッター2台及びレーダーをそれぞれ作動させ、伊良湖水道を北上し、22時56分半僅か過ぎ毛無島灯台から214度（真方位、以下同じ。）7.6海里

の地点で、針路を035度に定めて自動操舵とし、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

定針したとき、a受審人は、周囲に航行の支障となる他船を見かけず、知柄漁港の明かりも見えたことから気が緩み、眠気を催したが、十分に睡眠が取れていたもので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、椅子から立ち上がって操船するなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a受審人は、同じ姿勢を続けていつしか居眠りに陥り、知柄漁港に向けて転針が行われなかったことから、沖島南西岸に向首続航し、23時42分毛無島灯台から099度180メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同岸に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力1の北東風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船底外板に擦過傷を、推進器翼に曲損等をそれぞれ生じたが、後にいずれも修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、夜間、三河湾北部において、知柄漁港に向けて帰航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、沖島南西岸に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、三河湾北部において、椅子に腰を掛けた姿勢で自動操舵として単独で操船に当たり、知柄漁港に向けて帰航中、周囲に航行の支障となる他船を見かけず、同漁港の明かりも見えたことから気が緩み、眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、椅子から立ち上がって操船するなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、十分に睡眠が取れていたもので、まさか

居眠りに陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にと
らなかった職務上の過失により、同じ姿勢を続けて居眠りに陥り、沖島
南西岸に向首進行して同岸への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに
至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、
同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の五級海技士（航海）の業務を
1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

横浜地方海難審判所

審判官 高 木 省 吾